

西宮市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第20条の6に規定する軽費老人ホーム(以下「施設」という。)に入所する者の経済的負担の軽減及び施設の円滑な運営を支援することを目的として、入所者に対するサービスの提供に要する費用(以下「事務費」という。)の減免を行った社会福祉法人等に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付について、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成20年厚生労働省令第107号)及び平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(以下「設置及び運営基準等」という。)ならびに「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和58年西宮市規則81号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象経費となる事務費は、施設を運営するために必要な職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、利用者保健衛生費、及び備品購入費並びに人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金、本部会計繰入金に充当する経費とする。ただし、別表1に定める軽費老人ホームに関しては、最初に入所する日までの1年以上本市に住民登録を有する入居者の事務費を対象とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、法人が設置する軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、各施設の事務費実支出額と事務費基準額とを比較し、いずれか少ない額から、当該年度に施設で徴収した本人からの徴収額を控除して得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 第1項の事務費基準額は、西宮市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱第2条に定められた金額に施設の年間延利用人数を乗じて得た額とする。

3 西宮市立軽費老人ホーム雅楽荘入居者(以下「旧入居者」という。)の本人からの徴収額(月額)については、雅楽荘退所年度の対象収入の額に関わらず10,000円とする。ただし、対象収入の増加により雅楽荘退所時に比して設置及び運営基準等別表Ⅱ-1で規定する階層区分が上がった場合、それに伴って増加した事務費については旧入居者の負担とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする施設の設置者(以下「設置者」という。)は、補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は事業概要書
- (2) 補助金所要額調書
- (3) 補助金所要額内訳書

- (4) 施設の利用料及び事務費相当額を明らかにすることができる施設規程等
- (5) 収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、補助金等不交付決定通知書により設置者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付を決定する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 軽費老人ホームの運営に当たっては、設置及び運営基準等に示されることに従わなければならないこと。
- (2) この補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (3) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(交付決定額の変更)

第7条 第5条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた設置者は、補助金の交付決定額の変更申請をしようとするときは、補助事業等変更等申請書に第4条に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合について準用する。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた設置者は、補助金等交付請求書に補助金等交付決定通知書の写しほか市長が必要と認める書類を添付して請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、分割して概算払により補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、当該年度の事業が完了後1ヶ月以内に、補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書
- (2) 補助金精算内訳書
- (3) 利用料の額を明らかにすることができる施設規程等（第4条第4号と同じ内容のときは省略することができる。）
- (4) 収支決算書

(交付決定額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定により提出された事業実績報告書を審査し、適正に事業が実施されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書により施設の設置者に通知するものとする。

2 市長は補助金の交付額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) 補助事業を市の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき

(4) 補助事業に関して詐欺その他不正行為を行ったとき

(5) その他法令、条例若しくはこの規則又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、前条の取消しを決定した場合においては、補助金等返還命令書により、当該取消しに係る部分について、補助金の返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、第 7 条第 1 項の規定により変更を承認し、既に交付している補助金を返還させる場合及び第 10 条の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超えて交付されている補助金を返還させる場合について準用する。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(別表 1)

施設名称	所在地
ケアハウス愛和	西宮市今津港町 3 番 11 号
ケアハウズローズガーデン甲子園	西宮市甲子園九番町 10 番 50 号

付 則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 7 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。